

河合町不適切事務処理等再発防止検討委員会設置条例をここに公布する。

平成30年 4月16日

河合町長 岡井康徳

河合町条例第16号

河合町不適切事務処理等再発防止検討委員会設置条例

(目的)

第1条 河合町において平成29年度の不適切な事務処理を重く受け止め、町民からの信頼を回復するため、不祥事の再発防止策及び職員の服務規律の確保について具体的な対策を検討することを目的とし、地方自治法（平成22年法律第67号）第134条の4第3項の規定に基づき河合町不適切事務処理等再発防止検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるものとする。

- (1) 不適切な事務処理の事実関係の掌握、原因究明に関すること。
- (2) 不適切な事務処理の再発防止に関すること。
- (3) その他、目的達成のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は10名以内とし、有識者、総代自治会長会会長、弁護士、監査委員、議会議員及び町職員のうちから町長が委嘱する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見又は説明

を求めることができる。

(報告)

第5条 委員長は、第2条の事務を終えたときは、その内容を町長に報告するものとする。

(任期)

第6条 委員の任期は、前条に規定する報告を終える日までの間とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年11月河合村条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次の1項を加える。

36 河合町不適切事務処理等再発防止検討委員会委員	日額 5,000円
---------------------------	-----------

(この条例の失効)

3 この条例は第5条に規定する報告を終えた日限り、その効力を失う。